

県産農畜水産物応援消費推進業務に係る企画提案競技実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛に伴う外食需要の落ち込みや輸出の停滞、イベントの自粛・中止等により、農畜水産物で価格低下や出荷量の減少などの影響が生じているため、今後も切れ目のない対策を実施していく必要がある。

本委託業務は、県民等に対し県産農畜水産物の応援消費の気運を醸成し、農畜水産物の消費及び販売の回復・拡大を図ることを目的とする。

2 委託料

15,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

4 業務概要

別添「県産農畜水産物応援消費推進業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

5 委託業者の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査とする。

6 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 宮崎県内に主たる事務所又は事業所を有する法人とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 県税（個人事業税及び地方消費税を除く。）に未納がない者

7 企画提案競技実施の公告方式

宮崎県ホームページにより告知。

8 スケジュール

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 実施公告 | 令和2年10月22日(木) |
| (2) 事前説明会 | 令和2年10月29日(木) 午後2時から |
| (3) 企画提案競技参加申込 | 令和2年11月4日(水) 午後5時まで |
| (4) 質問書受付 | 令和2年11月4日(水) 午後5時まで |
| (5) 企画書等提出期限 | 令和2年11月12日(木) 正午まで |
| (6) 審査結果通知 | 令和2年11月19日(木) 【予定】 |

9 企画提案競技の方法

(1)事前説明会

- ①日時 令和2年10月29日(木) 午後2時から
- ②場所 畜産新生推進局内会議室
- ③申込期限 令和2年10月27日(火)
- ④申込方法 電子メール又はFAXにて、説明会参加申込書(様式第1号)を提出すること。
- ⑤その他
 - ・参加者は各社2名以内とする。
 - ・説明会参加の有無は、企画提案競技の参加資格とは一切関係なく、審査にも影響しない。

(2)企画提案競技参加申込み

- ①提出場所 本要領15の書類提出先まで
- ②申込期限 令和2年11月4日(水) 午後5時まで
- ③申込方法 電子メール又はFAX
- ④提出書類
 - ・企画提案協議参加申込書(様式第2号)
 - ・(共同企業体を構成する場合)共同企業体協定書(様式第3号)
 - ・使用印鑑届出書(様式第4号)
 - ・(代理人を選定した場合)委任状(様式第5号)

(3)質問

- ①提出場所 本要領15の書類提出先まで
- ②提出期限 令和2年11月4日(水) 午後5時まで
- ③提出方法 電子メール又はFAXとする。また、質問書(様式第6号)を用いること。

(4)企画書等の提出

以下①提出書類を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

①提出資料

- ・ 企画提案競技申請書(様式第7号)
- ・ 会社概要(様式第8号)
- ・ 企画提案書
- ・ 見積書及び見積明細書※委託業務の積算内容が分かるようにし、宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- ・ 納税証明書(県税に未納がない証明)
- ・ 業務実績(既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績)

②提出方法

- ア 提出場所 本要領 15 の書類提出先まで
イ 提出期限 令和 2 年 1 1 月 1 2 日 (木) 正午まで (必着)
ウ 提出方法 持参又は送付 (送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。なお、郵送の場合でも、令和 2 年 1 1 月 1 2 日正午必着とする。)

③作成に当たっての留意事項

- ア 応募する企画書は 1 案とし、提案に要する一切の費用は各社負担とする。
イ 企画書のうち、企画提案競技申請書 (様式第 7 号) を 1 部 (押印すること。)、会社概要 (様式第 8 号)、企画提案書、見積書及び見積明細書、業務実績 (過去 5 年以内の地方公共団体との契約実績) を 9 部提出すること。
ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負う。
エ 企画提案書は次のとおりとする。
 - ・原則として A 4 版で作成し、文字は 10.5 ポイント以上、上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。(A 3 版の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。)
 - ・表紙、目次 (添付書類一覧表) を付け、ページ下にページ番号をふること。
 - ・提案内容は、考え方や表現方法等について、表や図等も活用し、分かりやすくかつ簡潔、明瞭に記載すること。
 - ・本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

オ 提出された企画提案書は一切返還しない。
カ 選定された企画提案書の内容については、選定された受託予定者と協議を行い、修正等が必要な箇所については、これを行い実施するものとする。
キ 審査経緯についての問合せには一切応じない。また、審査結果についての異議申立ては認めない。
ク 納税証明書 (県税に未納がない証明) を 1 部提出すること。なお、納税証明書は、企画書提出前 3 か月以内に発行されたものとする。

10 審査方法

提出された企画書について書類審査し、最も優れた提案を選定する。

なお、企画書の審査は、県職員で構成する審査委員会で行い、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

選考結果については、採択・不採択にかかわらず、企画提案競技参加者に対し、書面により通知する。

11 契約の方法

採択された者と県は、別途内容を協議の上、契約を締結する。

なお、採択については、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。採択された者と県は、企画提案の内容に基づき、その事業内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、地方自治法施行例第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定 (性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき) により、予算の範囲内で随意契約の手続きを行う。

12 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

13 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- ・ 参加する資格のない者、又は候補者決定までに上記 6 の参加資格を満たさなくなった者
- ・ 企画書に虚偽の記載をした者
- ・ 企画書が「県産農畜水産物応援消費推進業務仕様書」に適合しない場合、及び本要領に記載する留意事項に適合しない場合
- ・ 2 件以上の提案をした者
- ・ 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- ・ 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- ・ その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

14 その他

- (1)この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。
また、制作物が他者の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。
- (2)委託料の支払の方法は、精算払とする。
- (3)本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4)見積額については県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。

15 書類提出及び問合せ先

〒 880-8501

宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課 今村、藤井

電話：0985-26-7140（畜産振興課直通）

FAX：0985-27-3030

電子メール shinsei-chikusan@pref.miyazaki.lg.jp